

2 前項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(研究所の職員から引き続き機構の職員となつた者の退職手当の取扱いに関する経過措置)

第四条 機構は、施行日の前日に研究所の職員として在職する者（独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十四号。以下この条において「整備法」という。）附則第四条第四項の規定の適用を受けた者に限る。）で引き続いて機構の職員となつたものの退職に際し、その者の退職手当を支給しようとするときは、その者の退職手当を支給（昭和二十八年法律第八十二号）第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。ただし、その者が整備法の施行の日以後に研究所を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

2 施行日の前日に研究所の職員として在職する者（整備法附則第四条第四項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続いて機構の職員となり、かつ、引き続き機構の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の整備法の施行の日以後の研究所の職員としての在職期間及び機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が整備法の施行の日以後に研究所又は機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

(国有財産の無償使用)

第五条 文部科学大臣は、この法律の施行の際に研究所に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができる。

(独立行政法人文化財研究所法の廃止)

第六条 独立行政法人文化財研究所法は、廃止する。

(独立行政法人文化財研究所法の廃止に伴う経過措置)

第七条 研究所の役員又は職員であった者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第八条 施行日前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定めることとする。

(独立行政法人国立国語研究所の項を削る部分に限る。)並びに附則第二十二条の規定

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に必要な経過措置

(独立行政法人文化財研究所法の廃止)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二〇年一二月二六日法律第九五号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三一日法律第一八号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六七号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一七日法律第六八号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六九号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六九号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にして行った行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に必要な経過措置